

国内経済要録

◇7～9月のマネーサプライ見通し

日本銀行は7月14日、当面のマネーサプライ見通しについて次のとおり発表した。

1. 56年4～6月中M₂+CD平残の前年比伸び率は、7.8%程度(1～3月+7.6%)と小幅ながら前期を上回る見込み。これは金利先安感の後退等を背景に郵便貯金など他の金融資産へのシフトが一巡したことなどを反映したものの。

2. 7～9月については、マネーサプライは引続き安定した推移を示すものとみられるが、前年同期の伸びが低いため前年比では9%台の伸びとなる見通し。

◇国債等の発行条件改定

政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、6月債より実施した(国債は6月17日、その他は6月18日決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	7.6	7.6
	発行価格(円)	98.0	98.50
	応募者利回り(%)	7.959	7.868
政府保証債	表面利率(%)	7.7	7.7
	発行価格(円)	98.25	98.75
	応募者利回り(%)	8.015	7.924
公募地方債	表面利率(%)	7.7	7.7
	発行価格(円)	98.0	98.50
	応募者利回り(%)	8.061	7.969

◇事業債の発行条件の改定

引受証券会社は、事業債の発行条件を次のとおり改定し、6月債から実施した(6月16日発表)。

事業債の発行条件の改定

	期間	発行価格(円)	表面利率(%)		応募者利回り(%)	
			改定後	改定前	改定後	改定前
AA格債	12年	98.50 (△ 0.50)	7.9 (—)	7.9	8.147 (+ 0.084)	8.063
A格債	10年	98.75 (△ 0.50)	8.0 (—)	8.0	8.227 (+ 0.091)	8.136
BB格債	10年	98.75 (△ 0.50)	8.1 (—)	8.1	8.329 (+ 0.093)	8.236
B格債	10年	98.75 (△ 0.50)	8.2 (—)	8.2	8.430 (+ 0.093)	8.337

(注) カッコ内は改定幅。

◇長期信用銀行等、新型の利付金融債を創設

長期信用銀行、農林中金および商工中金では、6月30日、新型の利付金融債(商品名「利付金融債<利子一括払>」)を創設する旨発表した。取扱開始は本年11月債からの予定。本商品の概要は次のとおり。

1. 正式名称	利付金融債(利子一括払)
2. 発行対象	マル優を利用する個人 (債券は発行と同時に保護預り)
3. 期間	5年
4. 利率ならびに発行価額	現行の利付金融債と同一
5. 利息の計算ならびに支払	上記利率の半年複利計算により満期日に一括して支払い
6. 中途換金	満期日前に買取請求がある場合、所定の手数料差引のうえ買取(注) (注) 売出満了日～2年以下 額面1万円につき200円 2年超～3年以下 " " 100" 3年超 " " 50"
7. 発行開始時期	昭和56年10月28日(11月債)

◇大蔵省、銀行行政の自由化、弾力化に関する考え方を提示

大蔵省は6月25日、全銀協等関係金融団体(全銀協、地銀協、信託協、相銀協、全信協)に対し、大蔵省の銀行行政の自由化、弾力化に関する考え方を提示した。その主な内容は次のとおり。

第1 新銀行法における自由化、弾力化事項

去る6月1日に公布された新しい銀行法では法制面において次のような自由化、弾力化ないし銀行の業務範囲の拡大を図ったところである。

- (1) 授権資本変更の認可制を廃止し、自由に変更し得ることとする。
- (2) 増資については、認可制から事前届出制に改める(第53条)。
- (3) 店舗設置等については、省令により認可を要しない場合を定め得ることとする(第8条)。
- (4) 海外駐在員事務所の設置については、現行の承認制から事前届出制に緩和する(第53条)。
- (5) 付随業務の中に、新たに「金銭債権の取得または譲渡」を加える(第10条)。
- (6) 公共債関係の証券業務を行い得る旨を明示する(第10条、第11条)。
- (7) 復代理店禁止条項を廃止する。
- (8) 監査書を廃止する。

第2 行政面における自由化、弾力化

1. 最近実施した事項

行政面における自由化、弾力化措置としては、御承知のとおり、今年に入り、すでに店舗通達(4月)、期日指定預金および新型貸付信託制度(5月)等について一連の措置を講じたところである。

(1) 店舗通達

今般の56・57年度店舗通達(56年4月23日)において大幅な自由化、弾力化措置を実施した。

- イ. 店舗振替制の導入
- ロ. 店舗形態の簡素合理化
- ハ. 店舗設置基準の弾力化

(2) 期日指定定期預金制度等の発足

(3) その他

時価発行増資にかかるプレミアム還元措置の緩和(3月)および全国銀行協会連合会による屋上看板撤去自主申合せの一部手直し(4月)が行われた。

2. 今回の措置

以上の諸措置に引続いて、今回、次の事項について自由化、弾力化を行うこととした。

(1) 配当

現行通達の趣旨を明確にし、配当についての各金融機関の自主性を尊重する。

なお、中間配当については商法の適用のみとし、銀行行政上の規制は行わない。実施は今9月中間期からとする。

(2) 広告自主規制の見直し

(3) 国際業務

海外における証券業務の取扱いについては、現地法制をも勘案しつつ、弾力的に考える。

その一環として、邦銀系現地法人の設立に関する銀行局、証券局、国際金融局のいわゆる「三局合意」については、漸次撤廃の方向で検討する。

(4) 諸報告の簡素化等

(5) 内認可制度

現行の内認可制度は、営業免許、店舗設置、商号変更、資本の額の変更、合併等について行われているが、このうち、

- イ. 増資については届出制への移行後内認可不要となる。
- ロ. 店舗関係のうち、特別出張所の内認可を不要とする。
- ハ. 本認可、内認可について、当局への提出資料を極力簡素化する。

(6) 国内の事務所設置

国内の事務所設置については、すべて届出制(従来は一部において承認制)とする。

(7) 仮営業所の位置変更認可不要期限

現行の6ヵ月を1年に延長する。

(8) 役員賞与および報酬わく

現在、都銀等において、事前に当局に申立て承認を受けて実施することとなっているが、これをすべて事後届出制とする。

第3 今後の在り方

以上の諸措置のほか、今後適宜行政の見直しを行い、新しい銀行法の施行までを目途に逐次具体的な自由化、弾力化措置を講じて参りたい。

◇大蔵省、新券の発行計画を発表

大蔵省は7月7日、現行日本銀行券10,000円、5,000円および1,000円の様式を下記のとおり改め、新券を製造することとし、所要の準備に着手した旨発表した。その概要は次のとおり。

1. 人像

新 10,000円券 福沢 諭吉(現行 聖徳太子)

新 5,000円券 新渡戸稲造(現行 聖徳太子)

新 1,000円券 夏目 漱石(現行 伊藤博文)

2. 寸法

新 10,000円券 縦 76ミリメートル
(現行 84ミリメートル)

横 160ミリメートル
(現行 174ミリメートル)

新 5,000円券 縦 76ミリメートル
(現行 80ミリメートル)

横 155ミリメートル
(現行 169ミリメートル)

新 1,000円券 縦 76ミリメートル
(現行 76ミリメートル)

横 150ミリメートル
(現行 164ミリメートル)

3. 目の不自由な者のための識別マークを採用。

4. 発行時期 昭和59年秋以降